

平成30年度 社会福祉法人百八会 事業計画

1 基本理念

アイデンティティ(個人)の尊重 ～F o r y o u あなたのために～

2 基本方針

- (1) 私たちは、全ての職種において基本理念の理解と実践に情熱をもって取組み、利用者様の権利と意思を尊重し、真の利用者中心のケアを提供します。
- (2) 私たちは、質の高い介護サービスを提供し、開かれた施設として地域の皆様が安心して地域で過ごしていただけるよう、信頼される施設を目指します。
- (3) 私たちは、常に日々の研修、研鑽に励み、技術と知識の習得に努めるとともに、地域の皆様に密着した安全で質の高い福祉サービスを提供します。

3 法人運営

理事会・評議員会の開催月および審議事項（予定）

6月 事業報告、決算他

3月 事業計画、予算他

※上記の他、必要に応じて開催する。

4 施設設備管理

平成30年2月、「平成29年度既存建築物省エネ化促進事業(国土交通省)」の採択事業が決定された。国からの補助を受け、3月末より照明や空調、ガス給湯等の工事に着手する。また、安全で清潔な環境を利用者に提供できるよう、住環境の整備を実施し、定期的な設備点検を心掛け、不具合のあった場合は迅速対応に努める。

5 地域福祉の推進と連携

社会福祉法人の使命を意識し、「こども避難の家」で子どもの安全確保に協力し、桜木東校区2町内と締結している災害時一時避難場所としての役割を果たし、地域住民の皆様が安心して暮らせるよう地域に根差した事業運営を目指す。30年度も桜木東校区等の小中学校から施設見学やナイス

トライ(職場体験学習)を受入れ、入居者や利用者との交流子どもたちの福祉教育にも協力する。29年度に開催した第1回さくら樹マルシェは、多くの若い世代の地域住民にも参加していただき、老人福祉施設の雰囲気を知っていただくことができた。30年度もさらに地域住民とのつながりを深め、地域貢献につなげられるようなイベントを企画開催するとともに、住民の要望を受けたワークショップ等も企画し地域住民に多く来設していただく機会を増やしていく。

また、地域の行事(夏祭り、餅つき)やサロン、健康教室等への参加を通じて、地域のニーズを把握し、地域住民やボランティアの方々等との交流を進め、地域との連携強化を図り、地域福祉の推進に努める。

6 広報

- (1) 地域住民向けの広報紙「地域交流紙さくら樹」を年4回発行する。見やすく、読みやすい紙面で、入居者(利用者)と地域を結ぶパイプ役となるように、施設の情報や地域の情報なども掲載し、より身近で親しまれる広報紙を目指す。
- (2) 法人運営の透明性確保のため、法人の現況報告開示や自己評価等の発信媒体として、インターネットを活用する。

7 職員の労働環境について

- (1) メンタルヘルス研修会の実施やストレスチェック、個人面談等により、職員の心の健康維持に努める。
- (2) 人事考課制度を導入することで、職員が仕事を通じて成長し、働き甲斐を実感できる職場づくりを目指す。

8 施設内研修について

職員の資質向上や多職種協働を促進するため、教育委員会が主導して研修内容を検討し実施する。当日参加できなかった職員についてはビデオ補講等の機会を用意する。研修終了後にアンケートを取り、研修プログラムのさらなる改善につなげる。

平成30年度 施設内研修実施計画	
実施予定月	研修内容
平成30年 4月	さくら樹の方針
5月	接遇

6月	食中毒対策
7月	個人情報について
8月	身体拘束・虐待防止について
9月	緊急時の対応
10月	感染予防
11月	メンタルヘルス
12月	パワハラ・セクハラ
平成31年 1月	事故防止
2月	認知症について
3月	感動をありがとう (30年度をふりかえり、各事業所から発表)

平成 30 年度 特別養護老人ホームシルバーピアさくら樹 事業計画

1 入居部基本方針

他職種と連携しながら思いやりの心を持ち、入居者様の自立支援と入居者様の尊厳を尊重するケアが提供できるようにする。

2. 入居部目標

「入居者・職員の笑顔あふれる雰囲気づくりを行う」

3. 研修計画

(1) 施設内研修

多くのスタッフが参加できるように、同じテーマを月に 2 回行う。時間は 30 分前後 日勤帯に行う。担当はユニット、入居部の委員会が行う。

月	担当	テーマ
4 月	褥瘡予防委員会	褥瘡予防
5 月	ケアプラン委員会	ケアプランの立て方
6 月	社会福祉士	介護保険に関すること
7 月	医務室	尿路感染予防
8 月	ゆり	介護用具の使い方
9 月	レク委員会	機能訓練とレクリエーション
10 月	研修受講者	研修報告
11 月	虐待・抑制防止委員会	言葉のいろいろ
12 月	口腔ケア委員会	口腔ケア
H31/1 月	医務室	救急時の連携
2 月	すみれ	協力・共有の方法
3 月	福島	入居部の事業報告

(2) 施設外研修への参加

介護士、看護師のそれぞれの専門性を向上させるために積極的に研修に参加できる環境づくりをする。

4 行事・レクリエーション

行事は新たに、ご家族との情報交換や勉強会を行う家族会を開催し、レクリエーション活動については、レクリエーション委員を中心に行い、入居者が選択して参加できるよう計画する。

5. 機能訓練

機能訓練指導員の指導のもと、日常生活の中での機能訓練を進める。また、入居者自身の自立を支援し、意欲的に生活リハビリに取り組めるよう努める

6. 委員会活動

入居者様の自立支援に沿うような委員会を設置し、日常生活が穏やかで快適に過ごせるよう委員会活動を行う。

- ・ 医療的ケア安全対策委員会
- ・ マニュアル委員会
- ・ レク委員会
- ・ 抑制廃止、虐待防止委員会
- ・ ケアプラン、記録委員会
- ・ 褥瘡予防委員会
- ・ 口腔ケア、栄養委員会

7. 短期入所生活介護

在宅で生活されている要支援・要介護高齢者の自立（自律）へ向けての支援としてのサービス提供に努める。また、高齢者本人のみならず、介護家族への支援も踏まえたサービス提供に努める。ケアスタッフが一丸となり、サービスの提供にあたる。

- (1) 居宅介護支援事業所をはじめとして各サービス提供機関との連携のもと、一人ひとりのケアプランに即したサービス提供に努める。
- (2) サービスの提供にあたっては、親切・丁寧を旨とし、入居者又は家族に対し介護上必要な事項について十分な説明を行うとともに、入居者の同意を得て実施するように努める。
- (3) 「施設と在宅の一元化」を目指し、必要に応じてモニタリング・評価・見直しを行い、状況に合わせたサービス提供を行えるように努める。
- (4) ショートステイの利用者確保のため、居宅介護支援事業所と連携し、スムーズな利用ができるよう努める。また、急な空床あった場合には、事業所へ連絡し、利用者確保に繋がるよう努める。

平成 30 年度 シルバーピアさくら樹通所介護事業所 事業計画

1 概要

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 事業所名称 | シルバーピアさくら樹 通所介護事業所 |
| (2) 所在地 | 熊本市東区佐土原 3 丁目 12-26 |
| (3) 営業日 | 月曜日～土曜日（但し 12 月 31 日～1 月 3 日を除く） |
| (4) 営業時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 |
| (5) サービス提供時間 | 午前 9 時 15 分～午後 4 時 30 分 |
| (6) 利用定員 | 50 名 |

2 事業目的

通所介護事業所は、介護保険法第 8 条に定める居宅サービスを提供する事業所の一つである。当施設の提供する通所介護とは居宅要介護者等を当該施設に通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活上の援助ならびに機能訓練を行う事を目的とする。

また、介護予防通所介護に関しては、居宅要支援者についてその介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護のその他の日常生活上の支援であって厚生労働省で定めるもの及び機能訓練を行う。

3 基本方針

- (1) 通所介護は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、利用者の個人の尊重に努める。
- (2) 事業にあたっては、利用者の存在する、市町村、居宅介護支援事業所、包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (3) 当事業所は、厚労省令に定める「指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規定に従った運営を行う。

4 事業内容

- (1) 生活支援

利用者一人ひとりの生活状況を把握し、センターの活動に楽しく参加出来るように、またセンター活動を通して安定した日々を生き生きとその人らしく暮らすことが出来るよう援助を行う。常時、利用者本人及び、家族の悩みや相談を受け入れ、かつ助言し、心身の安定を図る。

(2) 機能訓練

利用者のADLの評価を行い、個々の身体状況に応じてプログラム内容を策定し、個別的、あるいは集団で訓練を実施する。特に心身両面の機能低下を防止するために、様々な訓練を行い日常生活の維持向上に努める。またグループ活動におけるゲームや行事参加などに加えて運動療法、音楽療法を実施する。

(3) 養護

1日の利用を通じ、利用者が安全かつ快適に過ごせるよう配慮する。食事・食事・排泄の介助や利用者が自主性・積極性を自然に引き出せるような人間関係づくりを心がける。

(4) 健康チェック

体温・血圧・脈拍及び体重の測定を行い、全身の状態を観察し健康チェックを行うと共に、終始健状態に気を配る。また主治医や家族、担当ケアマネジャーとの連携を図り、利用者の健康の維持増進に努める。

(5) 送迎

専用車両を使い、利用者宅の玄関から玄関までの送迎を行う。特にセンターでの送迎時には全職員で対応し安全と安心を図るとともに、更に笑顔での対応とする。

(6) 入浴

入浴は身体の清潔、血液循環の促進、新陳代謝の助長、気分を爽やかにするなどに加え、家族の介護負担軽減を図る上でも特に重要なサービスのひとつである。利用者の身体状況と希望に応じて一般浴、個人浴、機械浴の対応を行う。なかでもマンツーマンで安心してゆっくり入浴が楽しめる個人浴は、利用者の満足に大きく寄与している。

(7) 食事

個々の嗜好や健康状態に応じ、栄養の必要量をバランスよく盛り込み季節感あふれる献立（管理栄養士が作成）で個人の咀嚼能力（刻み食、トロミ食、ソフト食など）に応じ、その残存機能を少しでも改善あるいは保持できるような食事の提供と指導援助を行い、利用者やその家族との連携を密にし、食事前の嚥下体操、食事後の歯磨き指導を行う。また口腔内の観察を定期的実施し、家族や担当ケアマネジャーと連携を図る。

5 その他の活動や行事

機能回復訓練を目的としたレクリエーション活動の実施

レクリエーション活動については、利用者個々のニーズに合った内容を考と共にグループ活動でより良い人間関係をつくりつつ、利用者の自主性・積極性を引き出す活動を行う。また、季節に合った料理や活動を行う。

(1) カルチャー

利用者全体で行うものと個別に行うものと2通りに分けて、利用者の希望によりカルチャー活動に参加していただく。また、個別については、材料代を実費相当額として徴収する場合があるものとする。

(2) ボランティアの受け入れ

地域の方の協力により、週に数回定期的に来ていただき、話し相手や外出の付き添い、日舞・民謡・唱歌・琵琶や三味線・大正琴演奏・尺八やオカリナ演奏・ギター演奏・フラダンス・囲碁・保育園児の訪問、書道、絵手紙・折り紙・ちぎり絵の作品指導に来ていただく。

6 防災対策

(1) 災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防火設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努める。

(2) 防災教育

防災計画に従って、人命安全防護の為の教育を職員には年2回、利用者には毎月行い周知徹底、防災意識の向上を図る。

(3) 避難・消火訓練

発災時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火訓練は消防機関の指導を要請する訓練を年2回行う。

7 職員の質の向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例する。資質の向上は、本来自己啓発が基本であるが、利用者へのサービスの低下がないよう、施設内外の研修には、極力多数が参加出来るように努力する。また、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるよう努力する。また施設の方針を明確に理解し、職分に応じた責務を万全に担い、共働できる人材の養成に努める。更に、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等）については積極的に資格取得をすすめていく。

8 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。誰もが直面し得る人権課題として捉えるよりも、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められているため、今年度も高齢者虐待防止に全力で取り組んでいく。

9 平成30年4月から改正される介護保険制度に向けて

要支援のサービスが「総合事業サービス」に移行する。また、要介護のサービスも変更がある。現在までに具体的な内容についての説明はないが、変更（改正）に伴う利用者や家族の不安や不満の声に対して、理解し納得できる説明が行えるよう、事業所でも研修会等参加し、情報収集を行う。

10 地域支援

今年度も引き続き近隣の地域で行われている高齢者のサロンや老人会へ参加し、血圧測定や健康相談、ゲームやレクリエーション、健康体操等を提供し地域との交流を図っていく。

山の内校区：1～4町内サロン

桜木東校区：サロン

健軍東校区：サロン、老人会

東町校区：東町団地サロ、榎町サロン、榎町老人会

尾の上校区：5町内サロン

※その他、桜木・秋津校区のサロンに不定期で参加

平成 30 年度 年間行事計画

	行 事	行事食及び特別献立
4月	花見	花見弁当・おやつセレクト
5月		おやつセレクト
6月		おやつセレクト
7月	夏祭り	おやつセレクト
8月		おやつセレクト
9月	敬老会	敬老食・おやつセレクト
10月		おやつセレクト
11月		おやつセレクト
12月		クリスマス食・おやつセレクト
1月	初詣	正月食・おやつセレクト
2月	節分	節分食・おやつセレクト
3月		ひな祭り食・おやつセレクト

※ 随時 毎月誕生会・おやつ作り・パン作り（外部）

平成 30 年度 年間研修・会議 職員（新人）内部研修計画

4 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 理念、法令遵守について（組織体制と法令遵守について） ▪ 通所介護事業所の関連法規について
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 認知症について
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 集団指導による遵守事項 ▪ 研究発表会のプレ発表
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 権利擁護制度の理解について ▪ 利用者のプライバシー、相談・苦情について ▪ ボランティア受け入れ時の心構えについて
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 通所介護契約書と重要事項説明書、運営規定について ▪ 利用者と職員の健康管理について（脱水）
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 非常災害時の対応について
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 感染対策について（インフルエンザ・感染性胃腸炎等）
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 緊急時の対応について
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 高齢者のリハビリと効果について
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 腰痛について ▪ 糖尿病について
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 介護現場における医療行為とは
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 新年度事業計画について ▪ 一年を振り返って

※ 第 1 木曜日実施

※ 外部の研修については、随時、翌月に復講を行う

※ 新人については、随時行う

※ その他、利用者のカンファレンス、研究発表勉強会なども実施

平成 30 年度 シルバーピアさくら樹訪問介護事業所 事業計画

1 基本方針

社会福祉法人百八会の訪問介護事業所は、次の基本方針をもとに事業運営に努める。利用者が安心してすこやかに生活していただける環境の提供を目指し、事業所と在宅・地域との連携を取りながら事業の推進を行なう。また、地域に根ざした、幅広いサービスの提供と法人施設全体のスケールメリットを生かした事業展開を行なう。

- (1) 利用者本位で尊厳のある生活を守り、自立を目指した生活支援に努める。
(ADLの維持・向上と高いQOLの実現)
- (2) 利用者が、日々健康な生活を維持できるよう健康管理に努める。
- (3) 保健・福祉・医療の各関係との連携を蜜にし、サービス提供責任者と訪問介護員のサービスの質の向上を図る。
- (4) 専門性を高めるため、各自自覚をもち、自己啓発に努め、サービスの方法・技術・理論の向上に努め、質の高いサービスが提供できる人材の育成を目指す。
- (5) 調理については、利用者一人ひとりの好みに合わせられるよう勉強し、支援していく。
- (6) 掃除等、家事については利用者の出来ないところの支援を行い、保有能力を活かせるように支援していく。

2 平成 30 年度の具体的計画内容

- (1) 社会福祉の基本理念に基づき、訪問介護支援の役割を認識・理解し、サービス提供責任者自ら介護専門職としての研鑽を行なうとともに、事業所全体の介護の質の向上を目指す。さらに昨年から力を入れているホームヘルパー人材確保につながるイベントを定期的に行ない、ヘルパー不足を解消し実績向上に努める。

⇒具体策①

昨年、足がかりとして健軍アーケードにてホームヘルパー募集のイベントを企画、開催した経験をいかし今年には県内各地で開催予定。この件については市の高齢福祉課課長より各地区の区民祭りにヘルパーのブースを設けていただくことが決定。

⇒具体策②

現在活動中の「東区訪問介護サービス提供責任者ネットワーク作り委員会」のメンバーを拡大し、熊本県内の訪問介護事業所に告知をし、新規メンバーと共に各事業所が協力してホームヘルパーのPR（人材確保）活動を行なう。

⇒具体策③

熊本県労働雇用創生課より「福祉人材の働き方改革のモデル事業」を実施するという事で東区サ責ネットワーク委員会の活動メンバーを対象にセミナー開催やアドバイザー派遣をしていただく予定。企画案から県担当者と共に実施する。まずは毎年開催する「30年第5回熊本県サービス提供者研修会」をH30年6月に計画中。

- (2) サービス提供責任者相互の連携、情報共有が円滑に行なわれ更に地域の医療・介護・福祉サービスの発展に寄与する。

⇒具体策①

ささえりあ桜木秋津主催の東区他職種連携の集い『ミナサンカ』や事例検討会『ミニサンカ』に参加する。

⇒具体策②

平成30年5月17日（木）10時～ 東町校区にて講演
「えのきふれあいサロン～ヘルパー考案簡単にできる茶碗蒸し」

- (3) 当事業所のホームヘルパーの質の向上の為の勉強会開催

- 4月 各自目標設定、法人の理念説明
- 5月 病気についての知識と正しい薬の飲み方。腰痛体操等を含む。
- 6月 介護保険上、ホームヘルパーの出来る事と出来ないこと
- 7月 救命救急講習開催（緊急・救急時対応の手段の検討）
- 8月 訪問介護接遇研修
- 9月 調理実習・嚥下障害に関わる調理実習など
- 10月 認知症を正しく理解する。
- 11月 動作介助・排泄介助など身体介護の手順
- 12月 感染予防
- 1月 メンタルヘルス勉強会
- 2月 リスクマネジメント
- 3月 各ヘルパーの一年間の目標達成などの自己評価

- (4) サービスの質を上げ、ヘルパーのモチベーション(意欲)向上のために、今年度は特に登録ヘルパーに研修参加を促し、従来型の訪問介護サービスにおける困難事例や認知症対応を学ばせ、適切なサービスが提供できるように試みます。働きやすい職場作りを目指し、実行に移す。

3 今後の目標

総合事業が開始され、一年が経過。明らかにホームヘルパーの人材不足が浮き彫りになり、地域包括からの新規のご依頼にお答えできない状況に陥っている。今のところ、職員 3 名のフル活動でどうにかサービスが回っている状態なので、この問題解決が一番の優先順位と考えている。昨年の実績を活かし県や市と協力して人材確保の活動をすることで解決策に取り込みたい。地震以降の実績の落ち込みもどうにか上向きになってきているので、さらにアップするように努める。

また、訪問介護事業所としてのヘルパーのサービスは常に利用者、家族、専門職との連携が必要だと考えられる。利用者一人ひとりが安心して快適に在宅生活が出来るように、百八会の理念に基づき、喜ばれる訪問介護支援を提供していきたい。職員や登録ヘルパーの意識が高まり、個人のスキルアップにつながり、熊本地震による影響もあり新規利用者の確保が難しい時期を乗り越え、ようやく実績が上向きになっているのでさらにアップするように努める。「必要な時に必要なサービスを必要なだけ提供でき、地域の方に安心して利用して頂き、喜ばれる訪問介護事業所」を目指していきたい。

平成 30 年度 シルバーピアさくら樹居宅介護支援事業所 事業計画

1 概要

- (1) 事業所名所 シルバーピアさくら樹居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 熊本市東区佐土原 3 丁目 12-26
- (3) 営業日 月曜日～土曜日
(年末年始 12 月 31 日～翌年 1 月 3 日までを除く)
- (4) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
- (5) 職員の種類 管理者
介護支援専門員

2 基本方針

- (1) 要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境に等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が指定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。
- (4) 地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。

3 業務内容

- (1) 介護保険に関する相談・助言
- (2) 要介護認定申請の代行及び介護保険に関わる諸手続きの代行
- (3) 重要事項説明書、契約書に関すること
- (4) ケアマネジメントに関すること
(アセスメント、ケアプラン、サービス担当者会議、モニタリング等)
- (5) 給付管理・請求に関すること

- (6) 主治医との連絡、調整に関する事
- (7) 保健・医療・福祉相談に関する事
- (8) サロンや老人会等地域の行事に関する事
- (9) 種々の介護サービス事業者や施設等の紹介と連絡調整
- (10) 個人情報、苦情等受付、処理に関する事
- (11) 法人各事業の案内や広報に関する事
- (12) 必要な諸記録管理に関する事
- (13) 各種研修会の開催及び参加に関する事
- (14) 介護保険最新情報の収集に関する事
- (15) 介護支援専門員実務研修に関する事

4 平成30年度 研修実施計画

- (1) 多職種地域連携会 (3ヶ月に1回)
- (2) 他居宅介護支援事業者との共同の事例検討会・研修会
- (3) 困難事例検討会 (月1回)
- (4) 主任介護支援専門員研修
- (5) 熊本市居宅介護支援専門員事業者協議会研修会 (年3回)
- (6) 熊本県がん診療連携協議会緩和ケア部会
- (7) サービス事業者主催の研修会
- (8) 地域ケア会議研修会 (月1回)
- (9) 施設内研修会 (月1回)
- (10) 主任介護支援専門員更新研修 (年1回)
- (11) 新人研修
- (12) 居宅介護支援事業所 管理者研修会
- (13) 東区主任介護支援専門員研修会 (月1回)
- (14) 集団指導

※その他必要な研修には随時参加